

[事案 29-142] 年金開始日変更請求

・平成 29 年 12 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

拠出型企業年金保険について、年金受給権繰延申請をした後、再度、繰延申請をしたところ、繰延延長はできない旨回答されたため、加入時の説明が不十分であったことなどを理由に、年金受給権繰延期間の再延長を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

企業年金保険（加入後、拠出型企業年金保険に変更）について、加入時に、年金受給権の繰り延べを一度行った後の再延長は認められないとの説明は受けていないこと等から、年金受給権繰延期間の再延長を認めてほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の内容に、年金受給権の繰延の再延長を認めることは含まれていない。
- (2) 年金受給権の繰延期間延長の変更等ができないことに説明義務はなく、申立人に対する情報提供も十分になされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、加入時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約においては、年金受給権の繰り延べを一度行った後の再延長は認められず、保険会社に説明義務違反があるとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。